

枚方市地域子育て支援拠点事業実施要綱

平成25年9月27日制定
枚方市要綱 第80号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の11第1項の規定に基づき、同法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、もって子育ての不安感等を緩和し、及び児童の健全な育ちを促進することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、枚方市とする。

2 市長は、事業の実施を、社会福祉法人その他の法人に委託することがある。

(事業の種類)

第3条 事業の種類は、一般型及び地域機能強化型とする。

(一般型の実施形態等)

第4条 一般型の事業であって次条に規定する一般型（5日型）以外のもの（以下「一般型（3～4日型）」という。）の事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の対象児童（乳児及びおおむね3歳未満の幼児をいう。以下同じ。）及びその保護者（以下「子育て親子」という。）が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置、子育て親子が交流を深めるための取組その他の地域の子育て支援に関する取組の実施
- (2) 子育てに不安、悩み等を持つ子育て親子に対する相談等の実施
- (3) 子育て親子が必要とする地域の子育てに関する情報の提供の実施
- (4) 子育て親子、子育て支援に関する活動を行うことを希望する者等を対象とした子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施

2 一般型（3～4日型）の事業は、保育所その他の子育て親子が気軽集い、相互に交流を図ることができる常設の場として適当と認められる場所を拠点として実施するものとし、当該場所の設備は、対象児童が利用しやすいものとする。

3 一般型（3～4日型）の事業は、子育て親子が利用しやすい時間に、1週につき3日以上かつ1日につき5時間以上開設するものとする。ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。

4 一般型（3～4日型）の事業には、子育て親子の支援に意欲があり、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する専任の者を2人以上従事させるものとする。

第5条 一般型の事業であって、市長が特に認める場合を除き1週につき5日以上かつ1日につき5時間以上開設するもの（以下「一般型（5日型）」という。）は、地域の子育て支援に関する情報の収集及び提供に努めること等により、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点としての機能を果たすようにするとともに、関係機関、子育て支援に関する活動を行う団体等と連携

し、拠点となる施設以外の場所において地域の子育て支援に関する取組を行うものとする。

2 一般型（5日型）の事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項各号に掲げるもの

(2) 枚方市立生涯学習市民センター、公園等における親子が交流を深めるための取組、子育てに関するサークルへの援助その他の子育て支援を必要とする家庭を支援するための地域における活動の支援の実施

(3) 地域の子育て支援に関する活動を通じてより重点的な支援が必要であると判断した家庭に対する関係機関、子育て支援に関する活動を行う団体等と連携した訪問等の支援の実施

3 一般型（5日型）の事業は、保育所その他の効果的かつ継続的に当該事業が実施できると認められる場所を拠点として実施するものとする。

4 一般型（5日型）の事業は、子育て親子が利用しやすい時間に開設するものとする。

5 一般型（5日型）の事業には、育児又は保育に関する相談及び指導について相当の知識及び経験を有し、かつ、地域の子育てに関する事情に精通した専任の者を2人以上従事させるものとする。

（地域機能強化型の事業の実施形態等）

第6条 地域機能強化型の事業は、前条第1項の機能を果たすようにし、同項の取組を行うとともに、地域の実情に応じて、地域全体での子育て親子の育ちの支援に関する取組を行うものとする。

2 地域機能強化型の事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 前条第2項各号に掲げるもの

(2) 地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組の実施

(3) 地域の団体とともに伝統文化、地域行事等を実施する取組の実施

(4) 地域全体での子育て支援に係る資源の発掘及び育成を継続的に実施する取組の実施

(5) 事業を利用できない家庭への訪問等による家庭と地域とのつながりを継続的に維持する取組の実施

3 地域機能強化型の事業は、保育所その他の効果的かつ継続的に当該事業が実施できると認められる地域社会に密着した場所を拠点として実施するものとする。

4 地域機能強化型の事業は、子育て親子が利用しやすい時間に、1週につき5日以上かつ1日につき5時間以上開設し、第2項各号に掲げるもののいずれかを1月につき2回以上実施するものとする。ただし、市長が特に認める場合にあつては、開設する日数及び時間数についてはこの限りでない。

5 地域機能強化型の事業には、育児又は保育に関する相談及び指導について相当の知識及び経験を有し、かつ、地域の子育てに関する事情及び地域全体での子育て支援に係る資源に精通した専任の者を2人以上従事させるものとする。

（関係機関等との連携）

第7条 市長は、事業の実施に当たっては、保育所、児童相談所、保健所、医療機関、児童委員、子育て支援に関する活動を行う団体等と連携するものとする。

(秘密の保持等)

第8条 事業に従事する者は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その活動上知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(利用の手続等)

第9条 事業の利用に係る手続及び費用の負担については、事業の内容に応じ、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成24年枚方市要綱第105号）は、廃止する。